

令和4年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年11月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第11回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員16名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治 (欠席)	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁 (欠席)	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦 (欠席)	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員5名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	37番 上野 智実	

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松 田 勝 久
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴山利夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は2番森部委員、8番吉松委員、11番鳥巢委員より欠席の届出が
ありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員16名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に15番永井委員、16番畑委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

6ページまで33件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から33番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

10ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお
願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

- 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の14番坂田委員、35番高良委員、6番小島委員、22番永露委員を指名いたします。
次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名いたします。
次に審議番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の13番中嶋

委員、29番水城委員を指名いたします。

審議番号1番から7番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から7番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員
賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

12ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明。15ページまで12件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番

(武井委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得、譲渡人は離農です。なお、新規就農ということなので、10月28日に三役と事務局で面談を行い、就農の意思確認をしています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番

(小島委員) 自家用野菜で6畝ということですか。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番

(武井委員) 譲受人は30歳で、親も一緒に住まれるそうですが、母親は大分県出身で結婚前に少し農業の経験があるそうです。農機具を所有されていませんが、譲渡人の弟が、近所に住んでありますが、そちらがお手伝いをされるという事を聴いています。大丈夫だと思いますが、私も気にかけていきたいと思います。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番

(小島委員) わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番

(武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、

議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長

9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方への転居により管理が困難となるため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長

9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は父からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長

6番小島委員。

6番

(小島委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は自宅から近く、これまでも借りて耕作していたため、譲渡人は遠方在住のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次の審議番号6番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得、譲渡人は離農です。なお、新規就農ということなので、10月27日に三役と事務局で面談を行い、就農の意思確認をしています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長

議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。37番上野推進委員。
37番挙手

議 長 37番上野推進委員。
37番 (上野推進委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。37番上野推進委員。
37番挙手

議 長 37番上野推進委員。
37番 (上野推進委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢であり遠方在住のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。
次の、審議番号 9 番及び 10 番は関連がありますので、一括審議とします。
それでは、担当委員の説明を求めます。10 番長野委員。
10 番挙手
- 議 長 10 番長野委員。
10 番 (長野委員) 審議番号 9 番及び 10 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人・譲渡人共にあっせんによる交換です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 9 番及び 10 番について、質問や意見はありませんか。
22 番挙手
- 議 長 22 番永露推進委員。
22 番 (永露推進委員) 審議番号 10 番の譲受人の経営面積は、下限面積要件を満たしていないようですが、説明をお願いします。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (川波) 本件の権利移転の理由欄に「あっせんによる交換」と記載していますが、本件の場合には下限面積要件の適用除外となりますので、何ら問題はございません。
22 番挙手
- 議 長 22 番永露推進委員。
22 番 (永露推進委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 9 番及び 10 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番及び 10 番は許可といたします。
次の、審議番号 11 番及び 12 番は関連がありますので、一括審議とします。
それでは、担当委員の説明を求めます。10 番長野委員。
10 番挙手
- 議 長 10 番長野委員。
10 番 (長野委員) 審議番号 11 番及び 12 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、11 番の譲受人は周辺に所有地があることから営農しやすくするため。12 番の譲受人は所有地に隣接しており営農しやすくするため。譲渡人は 11 番及び 12 番共に相手方の要望。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 11 番及び 12 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 11 番及び 12 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 11 番及び 12 番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時40分まで休憩します。

14時27分休憩

14時48分再開

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
16ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。17ページまで5件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域、居宅1棟96.75㎡、カーポート27.00㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲2区画の整備、理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、宅地分譲を行うもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
7番挙手

議 長 37番上野推進委員。
37番 (上野推進委員)譲受人とは、お会いしていませんが、譲渡人とお会いしたところ、財産の処分を考えてあります。譲受人は、不動産会社を通じて本件の土地をお知りになったようです。

議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員)わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
18ページをお開きください。
次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切)審議番号1番から2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番から4番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から4番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

全委員 なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長 賛成の挙手
賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。
19ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (渡辺)議案朗読をもって説明。1件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
10番挙手

議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員)審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外農地、第1種農地、敷地拡張。平成12年撮影の航空写真で宅地の一部となっていることを確認しています。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

全委員
議長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:31)